

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

目次

## 告示

- 表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件の一部を改正する件
- 漁業法により区画漁業について免許した件
- 県営土地改良事業計画を定めた件

## 告示

### 福島県告示第一号

肥料取締法施行細則（昭和二十五年福島県規則第百三三号）第四条の規定に基づき、表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件（昭和五十九年福島県告示第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月六日

福島県知事 佐藤雄平

表の四の項中「別表第一の1の(1)のケ、コ又はサ」を「別表第一の2の(1)のア、イ又はウ」に改め、「普通肥料」の次に「(5)に掲げるものを除く。」を加え、表に次のように加える。

5 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

（環境保全農業課）

### 福島県告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、区画漁業について平成二十六年一月一日次のとおり免許した。

平成二十六年一月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 漁場計画の際の公示番号 別表のとおり
  - 二 免許番号 別表のとおり
  - 三 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり
  - 四 漁業権の種類 区画漁業権
  - 五 漁業の種類 名称及び時期
  - 六 漁業の種類 第二種区画漁業
  - 七 漁業の名称 別表のとおり
  - 八 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
  - 九 漁場の位置 別表のとおり
  - 十 漁場の区域 別表のとおり
  - 十一 漁業権の制限又は条件
  - 十二 ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない。
  - 十三 ため池の堤体、施設等の保全及び維持管理に支障を及ぼしてはならない。
  - 十四 ため池の改修工事に支障を及ぼしてはならない。
  - 十五 ため池に逃魚防止網等の施設を設置する場合は、ため池の管理機関に協議しなければならぬ。
  - 十六 養魚に当たっては、常に地域環境の保全に留意しなければならない。
  - 十七 地元地区 別表のとおり
  - 十八 漁業権の存続期間
- 平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

別表

内区第一号	内区第一〇号	内区第九号	内区第八号	内区第七号	内区第六号	内区第五号	内区第四号	内区第三号	内区第二号	内区第一号	漁場計画の際の公示番号
内区第一号	内区第一〇号	内区第九号	内区第八号	内区第七号	内区第六号	内区第五号	内区第四号	内区第三号	内区第二号	内区第一号	免許番号
廣瀬一臣 郡山市大槻町字南原一六番地の三	有限会社 熊田養鯉場 郡山市鶴見坦二丁目二番一号	有限会社 熊田養鯉場 郡山市鶴見坦二丁目二番一号	廣瀬一臣 郡山市大槻町字南原一六番地の三	有限会社 熊田養鯉場 郡山市鶴見坦二丁目二番一号	代表者 鈴木征夫 熊田真幸 郡山市小原田一丁目五番四号 郡山市鶴見坦二丁目二番一号	熊田純幸 郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原二番地の二	廣瀬義晴 郡山市富久山町福原字福原一五八番地の二	熊田純幸 郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原二番地の二	齋藤総栄 本宮市青田字館五番地	齋藤総栄 本宮市青田字館五番地	漁業権者の氏名又は名称及び住所
こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	きんぎょ養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	漁業の名称
郡山市安積町笹川字荒池	郡山市大槻町字中ノ平南	郡山市大槻町字隠居免四四	郡山市大槻町字美女池	郡山市深沢二九三	郡山市字山崎	郡山市富久山町久保田字北谷六八	郡山市富久山町福原字福原一五七の一、一五八の一	本宮市岩根字池前一八六	本宮市青田字古城久保	本宮市青田字猪森五三七	漁場の位置
荒池	新池	鎌倉池	美女池	酒蓋池	五百淵池	善宝池	上ノ池	大池	錢瓶池	大谷池	漁場の区域
郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	本宮市	本宮市	本宮市	地元地区





内区第四五号	内区第四四号	内区第四三号	内区第四二号	内区第四一号	内区第四〇号
内区第四五号	内区第四四号	内区第四三号	内区第四二号	内区第四一号	内区第四〇号
海老沼養魚株式会社 福島営業所	海老沼養魚株式会社 福島営業所	海老沼養魚株式会社 福島営業所	熊田 純幸	熊田 純幸	廣瀬 一臣
南相馬市鹿島区小池字原畑一 地の一	南相馬市鹿島区小池字原畑一 地の一	南相馬市鹿島区小池字原畑一 地の一	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原二 地の一	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原二 地の一	郡山市大槻町字南原一六番地の三
ふな養殖業	ふな養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業
南相馬市小高区川房字猿田一三七	南相馬市鹿島区小池字ミタラセ六八の一	南相馬市鹿島区南屋形字除見一六七	西白河郡西郷村大字小田倉字大沢一	西白河郡西郷村大字真船字赤坂五の二	西白河郡矢吹町字大久保四六
大谷ため池	北沢ため池	石の宮 ため池	黒森ため池	赤坂ため池	牡丹池
南相馬市	南相馬市	南相馬市	西白河郡 西郷村	西白河郡 西郷村	矢吹町

(水産課)

福島県告示第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、真野地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年一月七日から

同 月二十七日まで（二十一日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

（農村計画課）